

# 財政投融资と日本開発銀行

河野 惟 隆

周知の如く財政投融资は政府が行う長期の資金の調達と運用である。そのうち調達の方は政府が直接的に関与するが、それは借入れの形態が圧倒的に租税繰入れの形態は極めて小さいと言ってよい。これに対応して運用の方も融資の形態が圧倒的で出資の形態は極めて小さい。そして運用には政府は間接的に関与し、これは財投対象機関といわれる公的機関を通して行われこの機関は昭和52年現在で五十三あるが、もちろん運用全体は政府の言わば政策的観点から行われ、その政策的観点には具体的には使途別に十二項目ある。個々の財投対象機関には一つの政策的観点からのみ活動するものもあれば、二～三あるいはそれ以上の観点から政策活動をするものもある。ところで日本開発銀行は財投対象機関であり（以下では開銀と略称する）、設立された昭和26年から10年間は先の使途別十二項目のうちの基幹産業対策的観点から活動していたが、30年代後半からはこれに加えて地域開発的観点からも活動を行うようになり、さらに40年代後半になるとこれらに加えて生活環境整備的観点からも活動を行うようになった。そこで本稿では開銀の活動を全体的に概観する時には三つの観点を併せて検討するが、個別具体的に検討する時には後二者の地域開発と生活環境整備とは割愛し専ら基幹産業対策的観点に絞って開銀の二十五年間の活動を検討することにする。その際に開銀の活動を五年毎に区切って本稿の一から五まで時期の古い方から順を追って検討することにし、最後の六では開銀の言わば産業別政策金融の意義について述べることにする<sup>1)</sup>。尚、紙幅の関係から本稿では財政投融资の全体については触れら

れないので<sup>2)</sup>、本稿の題名の意味も、財政投融资のうちの一つの活動としての開銀の活動、と言った程度の意味である。

1) 本稿では開銀の資金の運用面を、と言ってもフローのそれを検討することにし、調達面については一で触れるだけでその後は触れない。従ってその代りに調達面については表6と表7を掲げることにする。

尚、本稿では損益についても触れないが、財投対象機関のなかで純利益を生じ、その一部を国庫に納付したのは事実上開銀だけであったことに鑑み損益関係について表8を掲げることにする。

2) 財政投融资の全体については、拙稿「財政投融资のストックとコスト」（武田隆夫・林健久編『現代日本の財政金融』東京大学出版会、1978年）参照。

## 一 昭和二六～三〇年度

日本開発銀行は昭和26年度に発足したが、発足初期は、つまり26～30年度はその業務内容が整備されていく段階であった。さしあたりこの期間の融資実績を見ると（以下は表1）、この期間全体の84%は基礎産業に対して向けられ、15%が一般産業へ向けられていた。

このうち基礎産業から見ていくと、これは電力、海運、石炭、鉄鋼の四つであった。そしてこれらの産業の本格的拡充・合理化計画は昭和26年から始まった。先ず電力について言えば、26年5月に9電力会社が発足し、27年7月には電源開発促進法が施行され、電源開発が本格化した。開銀

表1 政策目的別融資額の構成比(単位 %)

		26年度	27	28	29	30	累計
基礎産業		67.4	69.8	88.7	91.9	85.0	83.8
一般産業		32.6	30.2	11.3	8.1	10.7	15.4
経済援助資金						4.3	0.8
合計	構成比 金額 (億円)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		206	427	831	575	494	2,533

『日本開発銀行二十五年史』(以下では『二十五年史』と略称する)53頁より引用。

は、電力供給設備の拡充を産業の復興・近代化のうへから急務と考え、電力融資を行った。その貸付条件も優遇し、償還期限は原則として1年以上5年以内であったが特例の30年とし、又、基準金利は10.0%であったが27年10月から特別金利の7.5%とし、29年2月からはさらに6.5%とした。この電力業に対しては融資全体の46%を融資した。次に海運について言えば財政資金を投入して計画的に外航船舶を建造する、いわゆる計画造船が本格化したのは昭和26年度(第7次船)からであった。開銀は、貿易外収支改善の観点から海運融資を行い、その融資条件を優遇した。すなわち償還期限は貨物船15年・油送船13年とし、金利は特別金利を適用し電力と同じく27年10月から7.5%、さらに29年2月から6.5%とした。この海運融資は融資全体の25%であった。従って開銀はこの時期の約71%を電力と海運に振り向けたことになる。さらに石炭も鉄鋼も26年度頃から設備近代化が本格化し、開銀はその設備資金を融資し融資全体のうちそれぞれ6%前後を石炭と鉄鋼に振り向けた。つまり両者で全体の12%であった。結局、開銀はこの時期に約71%を電力と海運に融資し、約12%を石炭と鉄鋼に融資したということになる。

ところで開銀は先にも述べたように一般産業に対して約15%融資していた。この一般産業は極めて広範にわたっていたが、この一般産業においては昭和25年6月の「外資に関する法律」を契機

に、技術導入・機械導入が本格化した。開銀はこの設備近代化のための設備資金を融資したが、開銀の一般産業融資のうちシェアの比較的大きなものを取ってみると、機械18%(造船・電気機械・自動車・一般機械・精密機械)、合成繊維14%(ナイロン・ビニロン・塩化ビニリデン)、化学18%(一般化学・石油・紙パルプ・窯業)などであった。かくして結局、開銀は一般産業に15%を、石炭と鉄鋼にそれぞれ6%づつ、電力と海運に約71%を融資していたことになる。

それではこのような資金運用を行うために如何なる資金調達を行ったのだろうか、次にその点を見てゆこう。先ず充足当初の26年度は政府出資金と自己資金だけであった。後者の自己資金は後でも述べるように開銀自体が融資した分の回収金ではなく承継分の回収金が主であった。そして27年7月の開銀法改正によって政府借入金の途が開かれたために、27年度の調達資金は、この政府借入金の他に、政府出資金と自己資金があった。尚、開銀が直接拠出を受けた政府出資はこの26・27の両年度だけであり、又、政府借入金は見返資金特別会計からのものであった。そして28年度以降は政府出資はなく、政府借入金と自己資金だけであった。この政府借入金のうち、見返資金特別会計とそれを継承した産業投資特別会計からの借入金は29年度までであり、それ以降はなく(特殊なものを除いて)、そして資金運用部借入が28年度から始められ、これがその後大きな比重を占めるようになった。そして30年度の調達資金は資金運用部借入金と自己資金だけであったが、これはその後の資金調達の原型をなすものであった。ともあれ政府出資と政府借入とを財投資金とすれば、開銀の調達資金は財投資金と自己資金とから成っていたのである。

さてこれまでに見てきた開銀の運用と調達は国内資金のそれであったが、この他に開銀は外資導入も行っていた。先ず昭和28年度から政府保証のもとに開銀は外貨を借入れ、それを企業に転貸した。これは主として電力に対して行われたが、そ

の借款条件は期限（12～20年）の点でも金利（年4.6～5.0%）の点でも国内資金よりも有利であった。次に昭和29年度から外貨債務保証を行ったが、これは民間企業が外貨を借入れる際に開銀が元利を保証するものであった。これも主として電力会社に対して行われた。（電力業は先にも見た国内資金でも優遇され又外資でも優遇されていたことになるが、それはさておき）外資導入に開銀が関与したのは、民間の外資導入を言えば間接的に促進するためであった。

さてこれまでの資金の運用は国内資金にしても外貨にしても何れにせよ開銀自体が言わば新規に行った運用であった。（市中銀行による既往貸付の肩代りも開銀にとって新規貸付であることには変りはない）。ところが開銀はこの新規運用を行った他に、他機関が行った既往貸付の承継を行った。もちろん、この承継が貸付の単なる管理・回収だけに留まるならば、開銀にとって大きな意味はもたない。しかし実際は、既往貸付の承継に伴ってその貸付額に相当する金額を、最初は借入金の形で受入れたが、その後はこの借入金が出資金に振替えられたために、既往貸付の承継が極めて大きな意味をもった。しかもその承継額が巨額であっただけに、その既往貸付の回収額も多額になり、その後の開銀の資金運用に大きな意味をもった。そもそも開銀の自己資金は、借入金の未返済額や内部留保や資本金から成るが、承継額の出資振替は最後の資本金を構成し、これは開銀が政府関係機関であることに伴い市中より低い配当金で事足りることがあって開銀の金利を低金利にする効果があったのである。承継について具体的に述べれば以下の通りである。開銀は先ず復興金融公庫の貸付債権を昭和27年1月に承継したが、この承継額は開銀の26年度新規融資額の約4倍の大きさであった。そしてこの承継額相当額は当初開銀の政府借入金として計上されていたが、これは徐々に政府出資金に振替えられてゆき、27年8月にその振替えは完了した。次に開銀は見返資金特別会計の貸付債権を27年9月と10月に承継したが、この承継額は開銀の27年度新規融資額の約3

倍の大きさであった。そしてこの承継額相当額は当初開銀の政府借入金として計上されていたが、28年4月には政府出資金に振替えられた。その後若干の貸付金の振替減資、出資の振替減資、借入金の出資振替などがあり、昭和30年10月には現在の資本金の大きさに定まった。この資本金の大きさは、開銀が26・27年度に新規に受入れた出資金の約10倍の大きさである。従って開銀の新規に受入れた出資金こそ小さかったものの、承継して振替えられた出資金が極めて多額であったために、この後者による貸付債権が徐々に回収されるにつれ、開銀の自己資金が大きくなり、開銀のその後の政策金融機関としての活動の幅を大きくした。

さて以上において当期の資金の運用・調達と承継とに触れてきたが、次に昭和三一～三五年度の融資について見てゆこう。

3) ただ開銀の電力・海運融資は、その全部が新規の設備に対するものではなく、一部は言わば既存の設備に対するものであった。と言うのは開銀は、市中銀行が融資した資金の返済のための貸付を企業に対して行い、市中銀行の長期資金の肩代りをしたからである。特に26・27年度にその額が大きかったが、これは市中銀行にとって負担の大きい融資の肩代りによって金融の正常化・オーバーローンの是正を促進するものであった。

4) これらの貸付の他に、「その他」貸付と「経済援助資金」貸付とがあった。「その他」貸付は特に27・28年度に行われたもので、復興金融公庫（昭和22年1月～27年3月）の整理貸付や、見返資金特別会計（24年4月～28年7月）が貸付を承諾し開銀が承継後に実行した貸付や、開銀が貸付実行後に主として中小企業金融公庫に移管した中小事業関係貸付などであった。この「その他」貸付や上述の返済資金貸付は開銀の業務内容が整備されてゆく過程を示すものであった。

さて「経済援助資金」貸付は開銀融資の中でも特異なもので、それ故に経理も特別に区分されていた。そもそも昭和29年3月の日米間のMSA協定によって日本が余剰農産物を買付け、その価格に相当する積立円のうち20%相当分を米政府から贈与さ

れ、その贈与円資金は防衛産業ならびにその関連産業の育成・強化にあてられることになった。この運用を開銀が一元的に行うことになったのである。

## 二 昭和三一～三五年度

さしあたりこの時期の融資を目的別に見ると(以下は表2)この時期においても前期と同じく

力発電の設備投資の規模は巨大化した。開銀はこの設備資金の融資を有利な条件で行い、金利は特別金利の6.5%を適用し、償還期限も特別優遇の20～30年とし、融資全体の約39%を割り当てた。その結果、昭和36年3月末の開銀と全国銀行の電力向設備資金貸付残高合計において開銀のシェアは約58%であった。これらは国内資金の融資であるが開銀はさらに、電力会社が新鋭火力発電設備

表2 政策目的別融資額の構成比 (単位%)

		31年度	32	33	34	35	累 計
産 業 基 盤 強 化		85.8	86.9	84.7	76.2	67.4	79.7
(基礎産業)		(85.0)	(86.1)	(83.7)	(72.3)	(63.0)	(77.3)
産 業 体 質 改 善		8.8	10.9	11.6	15.4	12.4	12.1
地 方 開 発					0.3	11.9	2.6
そ の 他		5.4	2.2	3.7	8.1	8.3	5.6
合 計	構 成 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	金 額 (億 円)	455	637	596	687	652	3,027

前掲『二十五年史』78頁より引用。

基礎産業向融資のシェアが圧倒的に大きく約77%であった。ただ傾向的にはそのシェアは低落し31年度の85%から35年度には63%になった。尚、この基礎産業向に他の一部を加え産業基盤強化向融資として見るとそれは80%であった。この他の融資としては、産業体質改善向が約12%であり、これは前期の一般産業向(前期には約15%)と大体同じ性質のものである。さらに昭和34年度から始まった地方開発融資は、この時期全体としては約3%で小さかったが、ただ35年度には約12%でかなりのシェアを占めていた。最後にその他融資が約6%を占めていた。さてこれらの融資における条件を見ると、基準金利は30年8月以降9.0%、36年2月以降8.7%であり、償還期限は1年以上5年以内の原則が、31年7月に1年以上10年以内の原則になった。それでは以下、これらの目的別融資について個別に見てゆこう。

産業基盤強化のうち先ず電力について見ると、電源開発はこの時期に火主水従方式に移行し、火

を輸入するための外資導入に際し債務保証をし、又、水力開発のために外貨貸付を行った。これら外貨債務保証額と外貨貸付額との合計の規模は、国内資金による融資額に近いものであった。ともあれ開銀は電力を極めて優遇したと言ってよい。次に海運について見ると開銀はこの時期にも海運を優遇し、金利は特別金利の6.5%を適用し、償還期限も特別の13～15年とし、そして融資全体の約27%を割当てた。そのうえ昭和32年以降の海運市況低迷・金融逼迫を考慮して計画造船の建造資金に占める開銀のウェイトを31・32年度の約35%から33～35年度には約70%に引き上げた。この結果、昭和36年3月末の開銀と全国銀行を合計した海運向設備資金貸付残高に占める開銀のシェアは約59%であった。さらに石炭について言えば、石炭鉱業は代替エネルギーの石油の価格低下によって32年度以降構造不況の様相を一段と深めた。そこで開銀は、炭鉱の設備合理化によって石油の価格低下に対抗して将来的に採算が取れる見込みが

ある場合に限り、つまり高能率炭鉱に限り、その設備資金を融資した。その際に金利は特別金利並みの6.5%を適用し、融資全体の約8%を割当てた。この結果、昭和36年3月末の開銀と全国銀行を合計した石炭向設備資金貸付残高のうち開銀のシェアは約62%であった。最後に鉄鋼について言えば、開銀の国内資金による鉄鋼融資は融資全体の約3%でそれほど大きくなかったが、外貨による転貸貸付はこの国内資金による融資の約6.6倍もあり極めて大きかった。これは大規模一貫製鉄所の建設資金の融資であった。さてこれまで見てきた電力、海運、石炭、鉄鋼の他に産業基盤融資には産業関連施設融資があったが、これは港湾関係が主で、埠頭倉庫、鉄鋼・石油港湾施設、浚渫船などの建設資金への融資であった。ともあれ産業基盤強化融資は以上のようにであった。

次に産業体質改善融資を見ると以下のようにであった。先ず特定機械・電子工業融資はそもそも経済全体の発展には各産業での設備合理化が必要であるが、その近代化された設備を低価格で供給するように、その設備の基礎的部分を生産する部門の設備資金を融資するものである。この融資は特別金利の6.5%で行われたが、これにはこの部門に中小企業が多くその経営基盤を強化する意味も含まれていた。次に新技術工業化融資は国産の新技術を工業化する際にその設備資金を融資されるもので、新技術の採用を行う企業のリスクを緩和すると同時に、国産技術の開発を促進する意味があった。これは化学工業が半ばを占めていた。さらに新規産業融資は新規に伴うリスクを緩和するために行われたもので、合成ゴム、石油化学、紙パルプ、合成繊維、原子力発電などが主なるものであった。最後に硫安工業融資は、一方で安価な肥料を農業に供給するために、他方では輸出競争力強化のために行われた。以上が産業体質改善融資の主なるものであった。

さて以上において当期の融資全体と、産業基盤強化と産業体質改善の各融資に触れてきたが、次に昭和三六～四〇年度の融資を検討しよう。

5) しかし32年の海運市況低迷は例えば33年度の計画造船に占める開銀のウエイトを高める直接の理由にはなりえない。と言うのは船舶の建設には2～3年を必要とし、従って33年度の計画造船が稼動するのはたとえば36年度であり、それ故に33年度の計画造船の際に収益的観点から考慮すべきは36年度以降の将来の海運市況であり過去の32年の海運市況ではないからである。かくして開銀が32年の海運市況低迷を33年度開銀ウエイト上昇の根拠としたのは、一方で36年度以降も32年の海運市況の低迷が続くと予想し、他方で32年の収益悪化を32年時点で補助金を与えて直接的に解消するのではなく、その言わば赤字を将来に持ちこして累積赤字とし、開銀ウエイト上昇による陰の補助金によってその累積赤字を将来時点で解消しようとしたことになる。

### 三 昭和三六～四〇年度

さしあたりこの時期の融資を目的別に見ると(以下は表3)、この時期においても産業基盤強化融資のシェアが前期と同じく圧倒的に大きく約61%であった。ただ前期の約80%よりも19%ほど小さくなっており、又、前期においては傾向的に小さくなっていったのに当期においては40年度を除けば大体60%前後で安定していた。しかし、その中身の動きは安定的ではなく、先ずこの時期には鉄鋼融資が消え、そして36年度から40年度にかけて、電力融資は約25%から9%へと16%も大幅に低下し、石炭融資も約11%から7%へと小幅ながら低下し、他方、海運融資は約21%から約45%へと24%も大幅に上昇した。さて次に産業の国際競争力強化融資は約15%であったが、これは前期の産業体質改善融資(前期にはこのシェアは約12%)とほぼ同質である。さらに地方開発融資は、昭和35年度に本格化した所為もあって前期では約3%であったが、今期は約18%であり15%も上昇し、又、期間中大体安定していた。最後にその他融資は約6%で前期と大体同じであった。かくして結局、前期と比較して地方開発融資の15%の上昇分と産業の国際競争力強化融資の3%の

表 3 政策目的別融資額の構成比 (単位 %)

		36年度	37	38	39	40	累 計
産業基盤強化		61.6	57.9	58.9	59.5	66.0	61.3
（電 力）		(24.5)	(24.7)	(20.7)	(12.8)	(8.7)	(16.6)
（石 炭）		(10.5)	(10.4)	(8.8)	(7.5)	(7.1)	(8.5)
（海 運）		(20.9)	(17.8)	(22.7)	(31.6)	(44.7)	(30.0)
産業の国際競争力強化		12.7	22.0	13.9	13.9	12.1	14.6
地 方 開 発		18.5	16.0	19.9	19.6	17.0	18.1
そ の 他		7.2	4.1	7.5	7.0	4.9	6.0
合 計	構 成 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	金額(億 円)	862	1,203	1,214	1,451	1,997	6,726

前掲『二十五年史』112頁より引用。

上昇分を、合計した18%の上昇分が、産業基盤強化融資の19%の低下分を相殺したことになる。尚、この期間の基準金利は、36年2月以降の8.7%が継続し、41年1月以降8.4%になった。それではこれらの目的別融資について以下個別に見てゆくことにしよう。

産業基盤強化融資のうち先ず電力融資について見ると、38年度以前と39年度以降とでその融資の性格は全く変化し、38年度以前には電力業の言わば生産力効果の観点から融資されたのに対し、39年度以降は電力業の言わば需要効果の観点から融資された。すなわち38年度以前には主として石油火力発電のための設備資金を開銀は融資し低価の電力供給拡大自体を言わば直接的目的としたが、39年度以降はこのような融資は止めてしまった。もちろん39年度以降も電力会社による電力供給増大はそれまでと同じように行われたが、この頃になると電力会社はその設備資金を開銀を含む借入金に頼らずとも内部留保と社債発行でまかなえるようになっていた。そこで開銀は39年度以降、石炭業の緩慢な縮小を図るために一定の石炭需要を維持することとし石炭火力発電の設備資金を積極的に融資し、又、37年度以降、輸入自由化に対処して発電機器メーカーを保護育成することとし、電力

会社が国産の発電機器を採用すればその設備資金を特別金利で融資していたが、39年度以降もこれを積極的に推進した。かくして39年度以降の電力融資は石炭や発電機器に対する需要創出をその主たる目的としていたのである。次に海運融資について見ると、海運融資は融資全体のうち昭和36～38年度は約20%前後で安定していたが、その後は急上昇し39年度は約32%、40年度は約45%であった。そもそも海運業界は32年以降継続して業績不振であった。そこで開銀は36年度の計画造船以降、船主負担金利を年5%とし、その際に開銀は開銀の特別金利の6.5%とその5%との差の1.5%を政府から7年間利子補給されることになった。尚、市中金融機関も政府から利子補給を受けて超低金利で海運に融資した。しかしその後も海運の業績不振は継続したので昭和38年に海運の再建整備法が制定され次のようになった。開銀は、36年度以前に計画造船に関わる開銀融資の利子の支払いを5年間全額猶予し、その猶予相当額を政府は開銀に交付した。又、開銀は39年度より37年度の計画造船にさかのぼって船主負担金利を年4%とし、その際に開銀は特別金利の6.5%とその4%との差の2.5%を政府から10年間利子補給されることになった。尚、市中金融機関も政府から利子

補給を受けて船主負担金利を6%とした。36~40年度の海運業新規設備資金外部調達総額に占める開銀資金の比率は約43%であったから、開銀の超低金利の海運業にとっての意味は極めて大きかった。この超低金利によって海運会社の減価償却不足額と長期借入金償還滞額は大幅に減少した。尚、この超低金利は運賃引下げを可能にし、それはそれで他の諸産業の国際競争力を強化したものであると思われる。最後に石炭融資について見ると、この時期の開銀の石炭融資も前期に続いて代替エネルギーの石油の価格低下に対抗して経済的採算の取れる高能率炭鉱への設備合理化資金の融資であったが、それによって36~40年度石炭鉱業新規設備資金外部調達総額に占める開銀資金の比率は約44%を示すようになり、又、一人当りの月間生産量も35年度から40年度にかけて2倍以上になった。しかし依然として石油価格は石炭価格よりも低く、しかもそれは傾向的に低下し、従って石炭に対する需要は低下し続け、一次エネルギーに占める石炭のエネルギー構成比は36年度の31%から40年度の19%へ傾向的に低下し、年間総生産量も低下し続け、石炭鉱業の業績不振は続いたのである。さてこれまで産業基盤強化融資として電力、海運、石炭について見てきたが、しかし真の意味での日本経済全体の産業基盤強化融資と言えるのは電力、海運両融資だけであり、石炭融資はもはやそのような意味はもちえなかった。しかも電力融資にしても39年度以降は石炭融資とは全く逆の違った意味で産業基盤強化融資とは言えず、又、海運融資も赤字救済の意味を込めたものであった。

次に産業の国際競争力強化融資は全体として貿易自由化を控えさしあたって国内市場での国際競争力強化のための資金を融資するものであったが個別的には以下のものであった。まず特定機械・電子工業融資はこの時期の融資全体の5.6%を占め国際競争力融資のうちでは最大のシェアであり、設備合理化融資として行われた。前者の特定機械融資は業種別には主として自動車部品・工作機械に対してなかでも特に自動車部品に対して行

われ、金利は特別金利並みの7.5%であり、後者の電子工業融資は民生用から漸次産業用に転換し、金利は特別金利の6.5%であった。次に新技術工業化・重機械開発融資は融資全体の1.2%でしかなく40年代に入って本格化した。この融資は国際競争力強化融資と言っても新技術や重機械の国内の供給者に対して設備合理化融資として行われたのではなくそれらの国内の需要者に対して設備購入融資として行われたのであり、あくまで需要創出・拡大による供給者の国際競争力強化融資であった。前者の新技術工業化融資は基準金利で主として化学工業に対して行われ、後者の重機械開発融資は39年度に新設され特別金利(7.5%)・高融資比率(80%)で行われた。さらに石油化学工業融資は前期には新技術工業化・新規産業育成の観点からいわゆる先発グループの育成融資が行われたが、当期は国際競争力強化の観点から後発グループの育成融資が行われた。この融資はこの工業自体の国際的技術水準の設備の設置を意図すると同時に、この工業の製品が広範囲の素材となる点を考慮して産業全般の国際競争力強化を意図していたと言ってよい。尚、この工業融資には合成ゴム融資も含まれているが、合成ゴム工業はこの時期に新規産業としての育成的段階を終え国産化に成功しうようになった。さらに電子計算機融資は36年度に開始され融資全体の1.6%を占めたが、これは実質的には国産品の需要者に対して融資するものであり、需要創出・拡大により幼稚産業の育成を図り長期的に国際競争力強化を意図するものであった。最後に硫安工業融資は全体の3.5%を占め国際競争力強化融資のうちでは特定機械・電子工業に次ぐ大きさであった。もともと硫安工業は国内における肥料の低廉かつ安定供給を目的とする農業保護的な「肥料二法」によって規制されてた。すなわち国内の価格決定方式として、生産費の低い工場順にその生産量を内需予定量まで累積し、その範囲内の工場群の生産費を加重平均して、これを最高販売価格とする方式がとられていたが、この方式によると全供給量のうち「国内供給量の二分の一プラス余剰分」は常に

正常利潤を確保しえないようになっていた。又、輸出価格はこの国内価格を絶えず下回っていたので輸出は「日本硫安輸出株」に一元化し輸出による損益はこの輸出会社に積立てることにし輸出赤字分の国内価格へのはね返りを防止するようになっていた。(ちなみに輸出比率は31年度28%、36年度40%、40年度52%であった)。そこで硫安各社は絶えず合理化・体質改善を迫られ従って開銀は生産方法の転換・製品品質の転換・製品の利用多角化などのための設備合理化資金を特別金利の6.5%で融資した。又、開銀は37年度には硫安各社の設備市中借入金を特利で肩代りし他の政策と合わせて、輸出会社の37年末の累積輸出赤字を将来的に解消した。尚、「肥料二法」は39年7月から「肥料価格安定等臨時措置法」に転換したが、これは、国内価格は生産者と需要者の話し合いで決定し農政の観点からある程度は政府が調停し、又、輸出については国内需要確保の観点から通産大臣の承認と農林大臣の同意を必要とする、というものであった。

6) 仮に日本の海運会社の赤字救済をせずにその自然縮小が行われたとし、外国の海運会社による日本の外航海運において運賃上昇が見られるとし、その価格上昇というコストと、赤字救済に伴うコストとを比較して、後者が前者よりかなり小さいと予想されない限り少くとも経済的合理性の観点からは開銀の海運融資は正当化されない。もちろん外航海運については経済的安全性も考慮されなければならない。開銀が海運融資を行う際にこのような経済的合理性と経済的安全性との二つの観点を考慮したのか否かは不明である。

#### 四 昭和四一～四五年度

さしあたりこの時期の融資全体を目的別に見ると(以下は表4)、この時期においても産業基盤強化融資のシェアが前期と同じく最大であり約51%であった。ただ前期の約61%より約10%小さくなっており、又、前期においては大体安定していたが当期においては41年度の約61%から45年度

表4 政策目的別融資額の構成比

		41年度	42	43	44	45	累 計
産 業 基 盤 強 化		61.0	55.4	51.6	46.6	42.7	50.5
(電力・石油・石炭)		(19.6)	(17.5)	(15.9)	(13.0)	(11.4)	(15.0)
(海 運)		(41.4)	(37.9)	(35.7)	(33.6)	(31.3)	(35.5)
国 際 競 争 力 強 化		6.4	9.4	8.2	9.2	8.5	8.4
技 術 振 興		4.7	5.4	8.0	9.9	11.5	8.3
(国 産 技 術)		(1.6)	(1.8)	(3.8)	(4.4)	(4.1)	(3.3)
(国 産 電 算 機)		(3.1)	(3.0)	(3.3)	(5.3)	(6.3)	(4.4)
地 方 開 発		17.3	16.0	16.1	15.4	15.2	15.9
都 市 開 発		6.5	10.9	11.4	12.5	15.0	11.6
そ の 他		4.1	2.9	4.7	6.4	7.1	2.8
合 計	構 成 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	金 額 (億 円)	2,229	2,328	2,734	2,922	3,419	13,632

前掲『二十五年史』165頁より引用。

さて以上において当期の融資全体と、産業基盤強化融資と産業の国際競争力強化融資とに触れてきたが、次に昭和四一～四五年度の融資を検討しよう。

の約43%に傾向的に低下した。約10%小さくなったのは、この融資に新たに石油が加わりそれが約4%であり、海運が前期より6%上昇して約36%になったものの、電力が10%低下して約7%とな

り、石炭が約5%低下して約3%となり、陸運・産業関連施設がなくなったことも相まって低下分が上昇分を上回ったからである。傾向的に低下したのは、石油だけは安定的だったものの、他は41年度から45年度にかけて傾向的に低下したからであり、実際、電力は約9%から7%へ、石炭は約7%から0%へ、海運は約41%から31%へそれぞれ低下した。尚、電力と石炭は前期に引き続いて低下したことになり、海運は前期は上昇したものの今期は逆転して低下したことになる。次に前期の産業の国際競争力強化融資は今期には国際競争力融資と技術振興融資とに分化して合計で約17%であったが、これは前期の15%と殆ど同じシェアであった。しかし内容的には異なっており、前者の国際競争力融資は約4%低下して8%となり、後者の技術振興融資は約5%上昇して8%となっており、又、期中で見ると前者は安定的であったが後者は傾向的に上昇していた。さらに地方開発融資は約16%で前期の約18%と大体同じで期中も安定していた。さてこの時期にはこれまで不統一の個別的に行われていたものを一括して新たに都市開発融資というものを発足させたが、このシェアは約12%であり、41年度から45年度にかけては約7%から15%に上昇した。最後にその他の融資は約5%であった。かくして結局、前期と比較して都市開発融資の約12%の言わば上昇分が産業基盤融資の約10%の低下分を相殺したことになる。ところで産業基盤強化・国際競争力強化・技術振興の各融資を合計して産業開発融資とし、地方開発・都市開発の各融資を合計して社会開発融資とし、両者を前期と当期で比較すれば、前期においては産業開発76%で社会開発18%であり、当期においては前者67%で後者は28%であり、開銀融資には質的転換が起っていたことになる。さてこの時期の基準金利は41年1月以降8.4%、同10以降8.2%であったが、45年9月には開銀以来始めて上昇して8.5%になった。それではこれらの目的別融資について以下個別的看着てゆくことにしよう。

産業基盤強化融資のうち先ず電力融資について見ると、前期と同じような観点から石炭火力発電

所融資と国産重電機融資が行われ、又、原子力発電はリスクであるということから前期にもその建設資金の融資が行われていたが当期にも同じ観点から行われた。そして経済的安全性・外貨節約・技術開発の観点から原子力発電機器の国産化を推進することとし、その国産品の建設資金の融資を高融資比率(70%あるいは50%)・特別金利(6.5%)で行った。次に海運融資について見ると、39年度の計画造船から実施された再建整備法によって43年度末には償却不足額と設備債務延滞額とは完全に解消し、44年度以降の計画造船は新海運政策によって行われることになり、融資条件が前より若干厳しくなったものの、それでも相対的には極めて優遇されたものであった。この時期の計画造船においても建造量の目標値は日本の輸出と輸入のそれぞれに占める邦船積取比率の目標値を定めて設定された。たとえば42年3月の建造計画では46年度の日本の輸出と輸入それぞれにおける海運需要を予想し、そのうちに占める邦船積取比率の目標値を輸出55%・輸入63%と定め、恐らくスクラップ部分を考慮に入れ46年度央のストックとしての外航船腹保有量を2,207万総トンと定め、その期間のフローとしての建造量の目標値を定めた。(目標値と実績値とは保有量と建造量については大体一致したが、邦船積取比率については実績値は目標値を大幅に下回り輸出は目標値55%に対して実績値34%でしかなく輸入は目標値63%に対して実績値45%でしかなかった。これは輸出入の海運需要の実績値が予想値を大幅に上回ったことを意味する)。このことの意味は輸出入の運賃の低下によって日本経済全体の成長を図ること、経済的安全性を確保すること、海運国際収支の改善を図ることであった、と思われる。尚、この時期の計画造船も前期と同じく油送船(44%)と鉄鉱石・石炭専用船(35%)の両者が圧倒的に大きかった。さらに石炭融資について見ると開銀はこの時期においても高能率炭鉱の設備近代化資金を融資したが、この融資額は41~43年度の石炭の設備投資額の約45~50%を占めていた。しかし44年度以降は近代化資金の融資は石炭鉱業合理化

事業団が開銀に肩代りして本格的に行うことになったので開銀融資は約7%でしかなかった。このような開銀と事業団の融資によってこの時期に生産性は傾向的に上昇した。ただ開銀・事業団による設備資金の融資が行われる一方で、事業団による閉山の買上げや政府による閉山交付金の給付が行われ、低能率鉱の閉山が進捗したために、又、需要が傾向的に低下したために、当期の総出炭量は傾向的に低下した。尚、政府は42年度以降に企業の借入債務1,000億円を肩代りすることにしたが開銀の対象債権は431億円もあり、さらに44年度以降に850億円を肩代りすることにしたが開銀の対象債権は439億円もあった。最後に石油融資について見ると開銀は民族系石油企業育成の見地から40年度以降、共同石油および共石グループ各社に対し流通設備と精製設備の資金を融資した。その結果、40年度から45年度にかけての共石グループの国内でのシェアは、流通能力では9.7%から11.3%への変化で余り伸びなかったものの、精製能力では10.4%から18.5%への変化で大きく伸びた。もちろん共石グループへの開銀融資は他の民族系の発展と一体となって石油の国内市場での外資系の寡占的行動をチェックし低価格での拡大均衡を図ることであったと言ってよい。さてこれまでに産業基盤強化融資について見てきたが、真の意味でこの融資と言えるのは海運と石油だけであり、石炭は全く停滞産業対策であり、電力も一部の他産業対策であると言ってよい。

次に国際競争力強化融資は前期のそれが貿易自由化対策であったのに対して当期のそれは資本自由化対策の意味があり個別的には以下であった。先ず特定機械工業融資は全体の2.3%を占めていたが、これは各業種の主導的企業や生産品種調整・グループ化・合併を行う企業に対して優先的に行われ、業種別には自動車部品にこの融資のうち約54%が融資されたので、結局この融資は46年4月に資本自由化を控えた自動車工業に対する間接的な融資であったと言ってよい。(尚、機械工業への間接的な融資は、機械工業への基礎的素材提供者の特殊鋼工業への融資であった)。融

資条件は金利は特別金利の7.5%、期間は平均6年、融資比率は平均23%であった。次に電子工業融資は全体の0.8%を占めたが、これは、産業用電子機器とくに高性能電子計算機の本格的な国産化の進展に対応して、その関連機器・部品・材料を低価格で大量に供給すべく、これらの生産設備の合理化資金を融資するものであり、融資条件は特別金利6.5%、期間平均5.5年、融資比率40%であった。これは結局、電算機業への間接的な融資であった。さらに石油化学工業融資について言えば、エチレンの一工場規模の国際水準は前期は年産10万トンだったが当期は年産30万トンが予想されたので、開銀は需要増大と資本自由化の対策としてそのような大型設備に対して融資した。尚、エチレン設備に対しては国際競争力強化枠から融資したものの、エチレン設備に関連する誘導品設備に対しては地方開発枠と新技術企業化枠から融資した。さらに硫酸・アンモニア融資については、42年度までは前期に続いて体質改善融資を行ったが、41~42年度の第一次設備大型化計画には融資しなかった。しかし国際競争力強化の観点から43年度以降の第二次設備大型化計画には融資比率25%、期間10~13年、特別金利7.5%の条件で融資した。さらに繊維融資は39年10月以降の「繊維新法」に基づき、又42年7月以降の「構改法」に基づき本格化した。それは設備廃棄を前提にして企業集約化による設備合理化資金を融資するものであった。しかし結果として大手・中堅の設備合理化は進展したものの、中小零細企業における設備廃棄・設備合理化は進展しなかった。最後に自動車融資はトヨタ・日産両社を軸とする集約化を前提にして大量生産のための設備資金に対して行われた。以上が資本自由化対策としての個別的な国際競争力強化融資である。

さらに技術融資を見るとこれは国産技術振興と国産電算機振興とから成るが、前者は融資全体の3.3%で後者は4.4%であった。先ず前者から見ると、このうち新技術工業化融資は前期には基準金利であったので低調であったが、前期の終盤の39年度から発足した重機械開発融資の特利(7.5%)

・高融資比率（80%）が契機となって、43年度以降には特別金利の6.5%となり融資比率も45年度現在で平均50%であった。この融資実績を業種別に見ると化学（40.0%）・機械（24.3%）・電力（14.4%）・鉄鋼（8.4%）であり、これら重化学工業だけで87%を占めていた。尚、前にも述べたように、この融資は新技術や重機械の供給者に対しその設備資金が融資されるのではなく、あくまでその需要者に対してその設備資金が融資されるのであり、需要創出・拡大によってそれらの自主開発を促進しようとするものであった。次に後者の国産電算機振興融資について見ると、前期に国産電算機メーカーの共同出資によって発足した「日本電子計算機株式会社（J E C C）」に対して開銀は当期も引き続いてレンタル用電算機購入資金を融資し、しかも42年度以降は特別金利7.5%で融資した。これも先に述べたようにJ E C Cに形式的に融資することを通して実質的には需要者＝ユーザーに融資し、しかも低利で融資し、それによって需要創出・拡大を図り、電算機の自主開発を図ろうとするものであった。尚、電算機業界に対して開銀は、一方でこのように需要対策をとり、他方で先に見たように電子工業への融資によって電算機生産のコスト低下を図るという供給対策もとっていた。以上が当期の技術振興融資である。

さて以上において当期の融資全体と、産業基盤強化・国際競争力強化・技術振興の各融資に触れてきた。それでは次に昭和四六～五〇年度の融資を検討しよう。

- 7) 開銀や事業団の高利率鉦への融資が狭義に正当化されるのは、企業の新設備による粗収益の現在価値が設備投資額イコール融資額（正確にはプラス自己資金）を超えて利潤が生ずるだけでなく、その利潤が、政府や事業団による低利率鉦の閉山費用や債務肩代り額を、超過する場合である。又、広義に正当化されるのは、もし閉山費や肩代り額が利潤を超過する時に、その超過額が、高利率鉦の廃止に伴う諸々の費用を、下回る場合である。政府を始め開銀や事業団がこのような計算を行ったか否かは不明で

ある。

- 8) 残存企業が既存設備を自主廃棄して開銀の設備合理化融資を受けようとする場合は、もし廃棄しない時に既存設備が得る粗収益の現在価値額と、新設備投資額との合計を、新設備による粗収益の現在価値額が上回る場合である。又、残存企業が既存設備の政府買上げによって開銀の設備合理化融資を受けようとする場合は、もし廃棄しない時に既存設備が得る粗収益の現在価値額が政府買上げ額を超過すると仮定した時にその超過額と、新設備投資額との合計を、新設備による粗収益の現在価値額が上回る場合である。そして撤退企業が既存設備の政府買上げに応ずる場合は、もし廃棄しない時に既存設備が得る粗収益の現在価値額を、政府買上げ額が上回る場合である。結果として設備過剰が生じたのはこれらの三つの場合が複合して作用したからであろうと思われる。

## 五 昭和四六～五〇年度

さしあたり融資額を目的別に見ると（以下は表5）、先ず産業基盤強化融資は前期の約51%から23%低下して28%となったが、その内容が若干変化し、この融資から石炭がなくなり、電力が原子力発電になったことから電力の項が原子力となった。そして、石油と原子力の各シェアは前期と殆ど変化しなかったが、海運が前期に引き続いて当期も期中に傾向的に低下し続け、前期の約36%から約18%低下して18%になったために全体としての産業基盤強化融資のシェアは低下したのである。ところで前々期から前期にかけて貿易自由化・資本自由化に対応して行われた国際競争力強化融資は当期にはその任務を終え融資目的から消えた。ただ特定機械・電子工業融資だけは残りの技術振興融資の中に組み込まれたが、そのシェアは前々期の5.6%、前期の3.1%と比べると小さくなっており1.6%でしかなかった。その技術振興融資は国産技術振興と国産電算機振興とはそのシェアも前期と殆ど変わらず、全体としても（新しく加わった特定機械・電子工業のシェアが小さかった）で殆ど変らなかった。さらに地方開発融資

表 5 政策目的別融資額の構成比 (単位 %)

		46年度	47	48	49	50	累 計
産 業 基 盤 強 化		36.3	39.2	29.8	22.7	19.0	27.7
	(石 油・原子力)	(9.2)	(9.8)	(12.0)	(10.3)	(9.1)	(10.0)
	(海 運)	(27.1)	(29.4)	(17.8)	(12.4)	(9.9)	(17.7)
技 術 振 興		15.9	8.8	10.5	10.0	11.7	11.2
地 方 開 発		15.6	16.1	14.9	15.8	14.6	15.3
都 市 開 発		14.6	16.0	18.6	17.3	18.1	17.2
国 民 生 活 改 善		7.6	14.0	17.9	28.2	30.7	21.5
	(公 害 防 止)	(5.7)	(9.2)	(14.0)	(25.8)	(26.8)	(18.1)
そ の 他		9.9	5.8	8.3	6.0	5.9	7.0
合 計	構 成 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	金 額 (億 円)	4,251	4,605	5,439	6,317	7,662	28,279

前掲『二十五年史』241頁より引用。但し、50年度は大蔵省『財政金融統計月報』第303号70頁より引用、試算

も前期と殆ど変わらず約15%であり、期中も安定的であった。しかし前期に新設された都市開発融資は前期に引続いて当期も上昇し続け、46年度の約15%から50年度には18%となり、全体としては前期の約12%から5%上昇して17%となった。さて当期に事実上新設されたに等しいものとして国民生活改善融資があるが、これは46年度の約8%から傾向的に上昇して50年度には約31%になり、期中全体では約22%を占めた。しかしこの融資の大半は公害防止融資であるのでその動向を追うと、公害防止融資は、44年度の0.9%、45年度の0.9%から、46年度には大幅に上昇して5.7%となり、その後は傾向的に上昇して50年度には26.8%となり、期中全体では約18%であった。かくして結局前期と比較して見ると、国民生活改善の約22%の言わば上昇分と、都市開発の約5%の上昇分との合計が、産業基盤強化の約23%の減少分と、国際競争力強化の減少分との合計を相殺したことになる。ところで産業基盤強化・国際競争力強化・技術振興の各融資を合計して、産業開発融資とし、地方開発・都市開発・国民生活改善の各融資を合計して社会開発融資とし、前々期・前期・当期で両者を比較すれば、産業開発では76%→67%→54%と傾向的に低下し、社会開発では18%→28%→40%と傾向的に上昇しており、開銀がここ15年の

間に徐々にその性格を変化しつつあることを示している。さて開銀の金利は、当期において始めて政府借入金短期に激しく上下に変動したことに対応して、同じく上下に激しく変動した。

さてここにおいてもこれまでと同様に産業開発の産業基盤強化と技術振興についてそれぞれ内容的に検討したいが紙幅の関係から割愛し別稿を期したい。

ところでこれまでの一から五までは開銀の二十五年間の活動を五年毎に区切って順を追って検討してきた。そこで最後に次の六では開銀の産業別の言わば政策金融の意義について個別に検討することにする。その際に開銀融資のうちで時代の比較的古い順に産業を取り上げることにする。

## 六 産業別政策金融の意義

### 1 電力業

開銀の電力融資は昭和26～38年度と39～現在とでその性格が大きく異なっている。そこでここで二つの時期に分けて考察する。

昭和26～38年度。この時期の開銀の電力融資は開銀の融資額に占めるシェアも大きかったし、又、電力会社の資金調達に占めるシェアも大きか

った。この開銀融資が果たした役割は、電力需要の恒常的増大に対して低位安定料金で電力供給の増大を図るところにあった。これは二つの道筋から考えることが出来る。一つは、電力需要が増大する時に電力会社が資本ストックを増大させなければ高料金で電力の需給が均衡するが、この高料金での均衡を開銀は政策的に望ましくないと判断し、そして電力会社に巨額の融資を行い電力供給を増加させ、低位安定料金での電力の需給の均衡を図った、ということである。もう一つは、開銀は電力会社の電力供給に際して民間よりも低い金利で融資したが、この低金利は電力会社に極大粗収益よりも低い粗収益を可能にさせ、従って極大粗収益のもとでの均衡料金よりも低い料金での電力供給を可能にさせ、結局、低位安定料金での電力の需給の均衡が図られた、ということである。ともあれこのようにして開銀の融資は低位安定料金での増大した需給の均衡を可能にしたのである。開銀が電力供給の増大に積極的役割を果たさざるをえなかったのは電力会社の資金調達能力が不十分だったからである。

昭和39～現在。この時期の開銀の電力融資は、開銀の融資額に占めるシェアも、電力会社の資金調達に占めるシェアも、共に極めて小さかった。もちろんこの時期にも電力需要は増大し続けたので低料金での需給均衡を達成するためには電力供給の増大が図られねばならなかったが、この時期になると既に電力会社にも十分な資金調達能力がついてきていたので、電力供給増大のための開銀融資は必要としなかったのである。そこでこの時期の開銀融資は次のように特殊なものであった。先ず第一は輸入自由化対策として重電機や原子力機器の国産化促進のための開銀の低利融資である。つまり国産品と輸入品とが同じ価格でも電力会社の国産品採用による粗収益が効率格差のために輸入品のそれより小さい場合に開銀は低利融資を行うことにより国産品採用を促進したのであり、或いは、効率が同じで粗収益が同じでも国産品の価格が高い場合に開銀は低利融資を行うことにより国産品採用を促進したのである。この開銀

融資は、これらの言わば幼稚産業の需要の側からの育成を長期的目標とすると同時に、それによる電力業の技術革新なり機器の低価格購入なりを長期的目標としていた。次に第二に開銀は一定水準の石炭需要を確保するため電力会社に石炭火力発電所を建設させるべくその建設資金を低利で融資した。つまり低効率の石炭使用による低粗収益でも電力会社に利潤を保障するように開銀は低利で融資したのである。この開銀融資は衰退産業たる石炭業の緩慢な縮小を目標としていた。最後に第三は公害防止のための低利融資である。公害防止投資をしても電力会社としては増大した投資額に対して粗収益は変わらないので電力供給の増大が鈍化しがちで、需要が増大しつつある場合には高料金での需給均衡が考えられる。そこで開銀としては公害防止のための低利融資を行うことによって低料金での需給均衡を図ったのである。ともあれこの時期の開銀融資はこのように特殊なものであった。

- 9) 仮に民間金融機関の金利を適正なものとするとして開銀の金利との金利差分は迂回的には課税による企業・消費者にとってのコストである。そして電力会社に対する開銀による低利融資によって企業・消費者は電力消費による様々なベネフィットをえる。先のコストプラス電気料金と後のベネフィットとの大小関係の計算によって開銀融資の是非の判断が可能となる。

## 2 海運業（外航海運）

開銀の海運融資は、開銀の全融資額に占めるシェアのなかでも大きいものの一つであり、又、日本海運業の資金調達に占めるシェアも時期によって変動はあるものの大体七～八割で極めて大きかった。この海運融資は民間金融機関の一般の融資と比べて金利が極めて低かった。このような開銀融資によって日本海運業の積取比率は輸入においても輸出においても大雑把に言って五割前後であった。それではこのような開銀の海運融資は如何なる意義をもっていたらうか。

それは基本的には日本の輸入品や輸出品の運賃

を低くすることにあった。これは二つの方向から考えることが出来る。先ず輸入量や輸出量の増大による海運需要の増大が見られる時に、外国船による海運供給の増大だけでは、高運賃での海運需給の均衡、しかも規模の小さい均衡になる。そこで開銀の巨額の高運賃による海運需給の拡大均衡を図る。他方、開銀の低利融資は、極大粗収益よりも低い粗収益を可能にし、従って均衡運賃よりも低い運賃を可能にした。このようにして開銀の高運賃への巨額かつ低利の融資は低運賃でのより高い需給均衡水準の達成を可能にした。もちろんこのことは輸入品価格の低下と輸出品価格の低下とを通して日本経済全体に追加的ベネフィットをもたらしたと思われる。そして恐らくこの追加的ベネフィットは、民間金利と開銀金利との金利格差分という日本経済にとってのコストを大きく上回るという前提で開銀融資が行われたと思われる。(前の注5と注6参照)。

開銀の高運賃融資の基本的意義はこのようであったが、他にも言わば副次的意義があった。一つは輸入や輸出の自国船による積取比率を絶えず五割前後に保つことによって輸入や輸出の言わば経済的安定性を保つことであった。外国の事情の変化に左右されない安定的輸入あるいは輸出を図ることであった。もう一つは海運収支の改善を図ることであった。つまり輸入品の自国船利用による外貨節約と輸出品の自国船利用による外貨獲得との両者を通して海運収支の改善を図ることであった。ともあれ開銀の高運賃融資はこのような副次的意義<sup>10)</sup>と先に述べた基本的意義とをもっていた。

- 10) 開銀は日本の海運会社に融資していたが、同じく財投対象機関の輸銀は日本の造船会社を通して実質的には外国の海運会社に融資していた。つまり開銀は日本の海運会社の国際競争力強化を促進し、輸銀は言わば間接的にそれを抑制していたことになる。ただ日本の造船業の製品の約七割は輸出向けであったので、この点では開銀融資より輸銀融資のベネフィットは大きかったと思われる。これらを考慮して開銀融資と輸銀融資との是非が判断されなければならない。

### 3 石炭業

開銀の石炭融資は開行以来一貫して行われたが主として行われたのは昭和43年度までであった。それは大規模高効率鉱の設備近代化=生産性上昇促進を意図していた。しかしその性格は昭和34年12月の石炭鉱業審議会の答申を境にして変化していった。と言うのはこの答申以降は石炭鉱業合理化事業団による低効率鉱の廃棄が本格化したからである。つまり答申以前の開銀融資による高効率鉱の設備近代化は石炭供給を増大させるだけであったが、答申以降のそれは他方での供給減少を伴った供給増大であった。そして実際、産率は着実に上昇したものの総出炭量は昭和36年度をピークに傾向的に低下していった。(注7参照)。

ところで更めて言うまでもなくこの時期にはエネルギー源が価格効果によって石炭から石油へシフトしつつあり、石炭需要は徐々に減少していった。従って開銀の融資は低価格での石炭供給を可能にすることによって需給均衡水準の低下を鈍化させる効果があったと思われる。尚、開銀はこのように供給条件を変化させるだけでなく、石炭火力発電所の建設資金を融資することによって石炭需要の減少を鈍化させた、つまり需要条件も変化させた。結局の所、開銀の石炭融資は、石炭産業の緩慢な縮小を図るものであったと言ってよい。

### 4 鉄鋼業

鉄鋼業においては三次にわたる合理化計画が立てられ、それが実行されたので、ここでも三つに分けて検討しよう。

第1次合理化計画(昭和26~30年度)。この期間における開銀の鉄鋼融資は、鉄鋼業が調達した設備資金額のうちで13.4%のシェアを占めていた。この開銀融資のうちでは圧延設備に対するものが約49%を占めて最大のシェアであったが、これはこの時期の鉄鋼業全体の設備投資額に占める圧延設備のシェアが約50%であることに対応していた。この圧延への融資によって圧延部門の生産性は上昇し、品質も向上し、大量生産も可能になった。開銀融資で圧延の他に注目されるものは川

崎製鉄千葉製鉄所の建設資金の融資である。この製鉄所は、製鉄・製鋼・圧延の各工程の最新技術をシステム化した最新鋭の製鉄所であり、従ってこれへの開銀融資は鉄鋼業の技術水準の向上を促進するものであったと言ってよい。かくしてこの時期の開銀の鉄鋼融資の役割は、増大する需要に対して技術革新と生産能力拡大とによって供給増加を、しかも安定した価格での供給増加を図ることであったと言ってよい。

第2次合理化計画（31～35年度）。この期間の開銀の鉄鋼融資は鉄鋼業全体の設備投資額のうち9.8%を占めており、前期の約13%より若干低下した。しかしこの9.8%のうち8.3%は世界銀行資金の転貸によるものであり、残りのわずか1.5%が国内資金によるものであった。そして前者の世銀転貸による融資は鉄鋼一貫メーカーに対するものであったが、これらのメーカーは製鋼工程の転炉化を図ると共に高炉の新設による製鉄能力の拡大・生産性上昇などを図った。後者の国内資金による融資のうち注目されるものは、機械工業の素材たる特殊鋼の低価格化を図るための特殊鋼生産合理化融資であり、又、臨海工場建設に伴う搬入出量の増大に対処しコスト低減を図るための鉄鋼港湾施設融資であった。かくしてこの時期の開銀の鉄鋼融資の役割も又、増大する需要に対して技術革新と生産能力拡大とによって安定した価格での供給増加を図ることであったと言ってよい。

第3次合理化計画以降（36年度～）。この時期における開銀の融資でも普通鋼向けが圧倒的に大きかったが、しかしその内容は生産に直接関わるものではなく、間接的に関わるものであった。つまり鉄鋼融資と言ってもそれは殆ど公害防止設備向けのものであった。その意味では鉄鋼の生産に関わるものとしては特殊鋼向けのものだけであったと言ってよい。これらのことは結局、この時期の鉄鋼業は開銀融資を相対的な意味で必要としなかったと言ってよい。鉄鋼業は日本経済において基幹産業の一つであるにも拘らず、基幹産業への政策融資を行う開銀の融資を必要としなかったと言ってよい。

## 5 特定機械工業・電子工業

開銀は特定機械工業・電子工業に対しては法律に基づいて指定された業種に対して融資を行った。すなわち前者の特定機械工業については昭和31年に「機械工業振興臨時措置法」（第一次「機振法」）が制定され、36年にはこれが改正され第二次「機振法」が制定され、さらに41年にはこれが改正され第三次「機振法」が制定され、後者の電子工業については昭和32年に「電子工業振興臨時措置法」（第一次「電振法」）が制定され、39年にはこれが改正され第二次「電振法」が制定され、そして昭和46年には「機振法」と「電振法」の二法が改正され一元化されて「特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法」（「機電法」）が制定された。これらの法律に基づいて開銀は特定機械工業については自動車部品・共通部品・基礎機械などの生産設備に融資を行い、特に自動車部品の生産設備に融資を行い、電子工業についてはラジオ・テレビ・電算機などの基礎部品の生産設備に融資を行った。この開銀融資はこれらの部品の生産における生産性上昇と量産化を意図していた。もちろんこれは国内市場では貿易自由化・資本自由化に対処し、輸出市場ではまさに輸出を伸ばし、総じて国際競争力を図るためであったと言ってよい。結局の所これらの部品に対する開銀融資は昭和30～40年代のリーディング産業たる自動車産業やラジオ・テレビ・電算機産業などの発展を下支えするものであったと言ってよい。

## 6 アンモニア系肥料（硫安）工業

開銀のアンモニア系肥料工業融資は一貫して生産性上昇と生産能力拡大とを図るものであったが、その意図は時期によって異なっていた。すなわち昭和28～37年度の時期には農業保護的であった、つまり農業へ低廉な肥料を供給するためであった。そもそも昭和29年に「臨時肥料需給安定法」と「硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法」の「肥料二法」が制定され（昭和39年6月まで継続したが）、これによって生産費の高い設備は正常利潤が確保できないような言わば低価格

で最高価格が決定されるようになった。そして生産量の約3割から4割5分を占める輸出の価格はその国内価格を下回っていたから企業の利潤は一層正常利潤を下回ることになった。そこで企業としては低価格での供給と正常利潤獲得を保障する設備投資が必要であったが、この資金を開銀は融資したのである。実際、この時期にアンモニア肥料工業の一応の近代化は完了した。ただ、輸出においては一貫して赤字が継続していたが、開銀は昭和37年に他の政策と併せて輸出による累積赤字を事実上すべて処理する対策を取り、<sup>11)</sup> 言わば企業の輸出実損を政策的に解消した。さて昭和38～47年度の開銀融資には工業用アンモニアの低価格供給という観点と、輸出市場での国際競争力強化という観点とがつけ加わった。この時期には輸出は生産量の約6割を占めるようになったので特に後者の観点は大きな意味をもった。

- 11) 仮に農業を保護すべきであるとしても、このような手厚い保護をしてまで肥料工業を存続させるべきであったかどうかは分らない。全く国際競争力のない肥料工業を保護するより、国際競争力のある産業を保護し、肥料は外国の安い製品を輸入した方が良かったかもしれないからである。

## 7 石油化学工業

開銀の石油化学工業融資は三つに時期区分されるので、ここでもそれに従って検討することしよう。

昭和32～36年度。石油化学工業の企業化は新規性ということだけでなく企業化資金が巨額という点からもリスクであると考えられていた。そこで開銀はこの工業自体の重要性を考慮してその企業化を助成し、この時期にこの工業のいわゆる先発の育成を行った。その生産品目は既存化学工業との競合を避けた新規製品に限定した。そしてこの育成によってさしあたっての目的たる輸入防遏には成功した。

昭和37～41年度。この時期には先発の拡張と後発の進出とが見られたが、開銀は後発の育成を助成した。その目的は、既存製品の石油化学化と、

国際水準への到達であり、これらの目的は一応達成された。ただ開銀はこのような一般的観点からだけでなく、国産の新技术の企業化促進の観点と地域開発という観点からも融資を行った。

昭和42～47年度。この時期には開銀は、資本自由化に備え国際競争力強化を図るため、それまでの年産10万トン体制を変更し年産30万トン体制の設備大型化を促進すべく融資を行った。その際に開銀は前期に続いて今期もこのような一般的観点からだけでなく、国産新技术企業化促進と地域開発促進の観点からも融資を行った。尚、この石油化学工業における国際競争力強化は、生産量に占める輸出の比率が小さいことから、専ら国内市場におけるものであったと言ってよい。

## 8 電子計算機

開銀の電子計算機融資は主として国産電子計算機振興融資であり具体的には日本電子計算機株式会社(JECC)への融資であった。このJECCは昭和36年にメーカー7社(39年以降6社)の共同出資によって設立されたもので、その業務は次のようなものであった。国産電算機の導入を希望するユーザーがある場合に、JECC自身が当該電算機をメーカーより購入し、JECC自身がユーザーとの間でレンタル契約を締結してこれをユーザーに納入し、JECC自身がレンタル料を契約期間中に月々ユーザーより受取る。この時JECCはメーカーに支払う購入資金を自己資金と借入金でまかない、月々回収するレンタル料で諸営業費をまかなうと共に借入金の元利弁済を行う。このような業務を営むJECCに対して開銀はその購入資金を融資し、特に昭和42年以降は低金利の特別金利で融資した。この開銀の低利融資は40年代を通してJECCの使用総資本の大体4割を占め、残り4割を市中金融機関が占め、2割を増資による自己資本が占めていた。そしてJECCの年々の取扱高は国産電算機生産額の4分の1以上を占め、資産残高では49年度末には汎用電算機の2割を、国産機のみではその2分の1を占めていた。かくしてJECCのレンタル制度の、ひいて

は開銀の国産電算機融資の、国産電算機市場の育成に果たした役割は極めて大きかったと云ってよい。

ところで開銀融資は形式的にはJ E C Cに対して行われたが、J E C Cの共同出資者が各メーカーであることを考えると開銀融資は形式的にはメーカーに対して行われたと云ってよく、従って開銀融資はメーカーの販売量増大を促進するものであったと云ってよい。しかし販売促進と云っても開銀融資は決して供給条件に関わるものではなく需要条件に関わるものであった。と言うのは、開銀融資は形式的にはメーカーに対して行われたと云ってよいが、しかし、ユーザーからのレンタル料で元利弁済が行われたことから開銀融資は実質的にはユーザーに対して行われたと考えるべきである。そしてユーザーが粗収益と資金コストから需要価格を決定するとすれば、開銀の低利融資はユーザーの需要を可能にさせると同時にその需要価格を上昇させ、結局需要を拡大させた。かくして開銀融資は供給と関係なく需要を増大させることによって販売を促進させるものであったと云ってよい。尚、需要と関係なく供給を増大させることによって販売を促進させるものとしての開銀融資には、「電振法」(昭和32~45年度)と「機電法」(昭和46年度~)による設備合理化融資があった。

## 9 技術振興

開銀の国産技術振興融資は主として新技術企業化融資であり、これは国内で開発された新技術を企業化する場合の設備投資を融資対象とするものであった。それは設立時~37年度までは、①国産新技術による新製品の製造設備の新設、②国産新技術による製造工程の近代化、を融資対象とし、さらに38年度からはこれらに加えて、③すでに企業化に成功した後の設備の改良または適正規模への拡充工事、④基本技術が外国技術によるものでもノウハウなど国内で相当の付加技術が開発されたものの企業化も、融資対象とした。そして諸外国で長期間かけて蓄積されてきた技術の大半をわ

が国が短期間に吸収し技術的先進国となった40年代からは新技術の入手が困難となったために、43年度以降、融資対象は変更しなかったものの、金利は低金利の特別金利とし、融資額は飛躍的に増大させ、自主技術の開発の一段の強化を図った。これは資本自由化対策の意味もあった。

ところで開銀の国産新技術企業化融資は昭和42年度までは基準金利で行われていたから、これは外国技術よりも相対的に経済的安全性の低い国産技術の採用を企業に可能にさせ、又、43年度以降は低金利の特別金利で行われていたから、これは外国技術よりも相対的に経済的採算の低い国産技術の採用を可能にさせた。何れにせよ企業は、経済的安全性や採算の低い国産技術の採用を、開銀融資によって始めて自己のリスクで行えた。他方、国産技術を開発する企業としては、開銀融資によって始めて適正利潤を獲得しながら、経済的安全性の低い技術の供給が可能となり、又、外国よりも高い価格での技術の供給が可能となった。ここで比較すべきは、開銀の優先融資なり低利融資なりによるコストよりも、国産技術の水準が将来的に外国技術を上回ることによる追加的ベネフィットが、果して大きかったか否か、ということである。このような比較抜きには開銀融資の評価は不可能である。

## 10 石油業

開銀の石油融資が本格化したのは昭和40年度以降であり、それは主として民族系企業育成融資、石油備蓄融資、公害防止融資の三つから成っていた。

先ず第一の民族系企業融資は昭和40年度から40年代を通して行われていた。そもそも日本の石油会社には民族系と外資系とがあり、それぞれ精製・販売を行っており、大体半分づつ精製・販売を行っていた。そして開銀は民族系のうち特に共同石油グループに対してその精製設備と流通設備の資金の融資を低利で行っていた。これは外資系だけが存在した場合の高価格での低い需給均衡水準を避け、低価格での高い需給均衡水準を達成する

ためであった。つまり外資系だけの場合の寡占状態を回避し少しでも競争状態を作り出しそれによって経済的合理性を達成するためであった。しかしこれによって石油製品に関する経済的安全性が絶対的に達成されたという訳ではない。と言うのは開銀の民族系融資はあくまで国内の精製・販売面において民族系に一定のシェアを確保させたというだけであって、根幹の原油生産において安定的供給を可能にさせた訳ではないからである。そもそも国内の石油会社は、外資系の場合はそれぞれの国際石油資本から、民族系の場合は国際石油資本・産油国・ソ連・その他から、それぞれ原油を購入していた。従って原油購入における経済的安全性は、ひいては石油製品に関する経済的安全性は、原料供給先の多様化なり、供給先に対する経済的見返りなどによって維持するより他に方法はなかった。従って開銀の民族系企業の育成は、このような原油購入の経済的安全性を前提にしたうえでの、国内での経済的合理性の達成でしかなかったのである。

次の石油備蓄融資は40年代後半に行われ、これは全精製会社に対して、低利で行われた。具体的には60日備蓄を実現すべく、そのための諸設備の建設資金を融資した。これは、個々の企業の経営上の経済的安全性を保障するためだけではなく、むしろ基本的には言わば日本経済全体の経済的安全性を確保するために行われたと言ってよい。

最後の公害防止融資は石油備蓄融資と同じく昭和40年代後半に全精製会社に対して行われた。この融資の意味は更めて言うまでもない。

## 11 繊維工業

開銀の繊維融資は主として昭和40年代に行われたが、それは過剰設備の廃棄による設備近代化の促進を意図し、それによる国際競争力強化を意図していた。すなわち日本の繊維工業は輸出市場においても国内市場においても発展途上国に徐々にその市場を蚕食されていた。そもそも繊維工業の資本ストックには高効率の設備から低効率の設備に至るまで色々の設備が存在するが、この低効率

の設備は賃金なども考慮に入れた経済的意味での国際競争力の点において発展途上国の繊維工業に劣っていた。従ってたとえば国内市場において企業の共同行為でその低効率の設備を廃棄して供給制限し価格をつり上げ一定の利潤の回復を図ろうとしても、輸入が自由化されている国内市場においてその供給制限分を発展途上国の輸入増加によって肩代りされるだけであり、しかも価格をつり上げると発展途上国の輸入が一層増大することにもなり、結局、設備廃棄だけでは繊維工業の利潤回復は不可能であった。つまり低効率の設備の存在が設備過剰ということだった訳だが、この低効率の設備を廃棄し、それを高効率の設備に、しかも既存の高効率の設備よりも一層効率のよい設備に切り替えることが必要であった。まさにこのような意味での設備の投資、つまり過剰設備の廃棄を伴った設備近代化に対して開銀は低利融資を行ったのである。しかし結果としては過剰設備の廃棄を行ったにも拘らず設備近代化自体が設備過剰を招来し、依然として国内市場における発展途上国からの輸入のシェアの増大が続いており、国際競争力の点において劣っている。開銀の低利融資による国際競争力強化が不十分であった、或いは大体国際競争力強化のための開銀の低利融資には限界があった、ということである。従って国際競争力強化のために極めてドラスティックな政策を行うか、或いは他産業への転換を図る政策を行うか、何れかの政策が必要であった。(注8参照)。

## 七 おわりに

さて以上において検討してきた開銀の融資の政策目的を要約すると結果的に主として六を要約することになるがともあれ開銀の政策目的は以下のようであった。(尚、以下の供給増大は大抵、生産性上昇を伴っている)。

①経済全体がその製品を直接的に需要し、外国企業との競争が存在しえなく、そこで需要増大に対して政策的に供給を増大させることとし、結果的に低価格での拡大均衡水準を実現しようとする

もの（電力業融資）。②経済全体がその製品を直接的に或いはむしろ迂回的に需要し、その際に外国企業との競争が存在し、そこで需要増大に対して日本企業の供給を増大させ且つそのシェアを上昇させることとし、結果的に外国企業だけが存在した場合の価格よりは低価格での拡大均衡水準を実現しようとし、同時に外国での突発的な事情に左右されないように日本の経済的安全性を図ろうとするもの（海運業融資）。③その製品は比較的広範に需要されていたものの代替財の価格低下によりその製品に対する需要減少が将来的に決定的になったために、その産業の緩慢な縮小を政策的に図ることとし、そこで開銀は相対的に低費用で供給する一部の企業のヨリ一層の費用低下を図り、他方で政府なり政府関係機関は相対的に高費用で供給する残りの企業の廃業を何らかの政策で図り、結果的に低価格での縮小均衡水準を実現しようとするもの（石炭業融資）。④外国企業との競争はないが、その製品に対する需要が比較的広範に及び、しかもその供給設備の費用が巨額であるために、需要増大に対して政策的に供給増大を図ることとし、結果的に低価格での拡大均衡水準を実現しようとするもの（鉄鋼業融資）。⑤ある産業の製品を他の産業が需要する場合に、その当の他産業の国際競争力を政策的に強化することとし（これには追いつき・追い越す場合と遅れを広げない・維持する・縮める場合とがある）、他産業からの言わば派生需要の増大に対して供給を増大させ、低価格での拡大均衡水準を実現しようとするもの（特定機械工業・電子工業やアンモニア系肥料工業）。⑥ある産業が新規産業ではあるが将来的には基幹産業になりうる可能性があり、しかもその設備資金が巨額なために、政策的にその産業の育成保護を図り、併せて将来的に国際競争力をつけることとし、将来時点での低価格による拡大均衡水準を実現しようとするもの（石油化学工業融資）。⑦新規産業で将来的に基幹産業になりうる可能性があるが、国内企業の技術力が国際水準に達する見込みが短期的にはない場合に、（これまでの①から⑥のように供給を政策的に変

化させるのではなく）国産品に対する需要を政策的に創出・増大させることとし、それによって一方では国内市場において国内企業のシェアを拡大・維持させつつ外国企業だけが存在した場合の価格よりは低価格での拡大均衡水準を実現しようとし、他方では国内企業の技術開発を将来的に期待しようとするもの（電算機融資）。⑧外国から或る製品を寡占の高価格と思われる価格で購入し、しかも国内企業がその製品を適正利潤のもとで生産する時の価格が先の寡占の高価格よりもかなり高い場合に、国産品に対する需要を政策的に創出・増大させることによって少しでも低い価格での拡大均衡水準を実現し且つ国内企業の技術開発を将来的に期待しようとするもの。あるいはある製品が外国にもなく、しかも新規であるためにリスクが高く、それにも拘らず経済全体にとって必要不可欠である場合に、その製品に対する需要を政策的に創出・拡大することにし、その製品を供給する国内企業が適正利潤を得られるような価格での拡大均衡水準を実現しようとするもの（技術振興融資）。⑨ある製品の原料が国内に自然的に殆ど存在せずしかも経済全体にとって必要不可欠であり、又、原料を外国で生産し国内でそれを加工してその製品を生産する一貫メーカーの外国企業が存在する場合に、（原料の輸入先多様化と安価輸入をさせつつ）国内企業にその製品の供給増大を行わせることとし、それによっていくらかなりとも低価格での拡大均衡水準を実現し、又、いくらかなりとも経済的安全性を図ろうとするもの（石油業融資）。⑩ある製品の国内市場で低価格の輸入品のシェアが増大し、しかもその産業が従来基幹産業であったために国際的にも輸入制限政策が取れない場合に、その低価格に対抗しようと思われる一部の企業のヨリ一層の費用低下を政策的に図り、残りの企業の廃業あるいは設備の廃業を何らかの形で図ろうとするもの（繊維工業融資）。

ともあれ開銀の融資の政策目的は以上のように10点に集約しうるように思われる。

表 6 融資原資の構成(フロー)

(単位, 億円)

	26 ~ 30		31 ~ 35		36 ~ 40		41 ~ 45		46 ~ 50	
	累計額	%								
出 資 金	250	10								
借 入 金										
資金運用部	540	21	1,642	54	4,310	64	9,953	73	20,581	73
産投会計	740	29			118	2	132	1		
外貨債券					346	5	42	0	257	1
自己資金等	982	39	1,385	46	1,952	29	3,505	26	7,441	26
合 計	2,512	100	3,027	100	6,726	100	13,632	100	28,279	100

前掲『二十五年史』52, 53, 77, 78, 108, 112, 163, 165, 238, 241頁より引用, 試算。

但し, 50年度は大蔵省『財政金融統計月報』第303号70頁より引用, 試算。

1) 自己資金等は融資額の合計から出資金と借入金を差し引いて算出した。

表 7 融資原資の構成(ストック)

(単位, 億円)

	30年度末		35		40		45		50	
	残高	%	残高	%	残高	%	残高	%	残高	%
資 本 金	2,340	62	2,340	43	2,340	25	2,340	13	2,340	7
借 入 金										
資金運用部	541	14	2,088	38	5,454	57	13,119	74	28,489	82
産投会計	712	19	504	9	374	4	240	1	152	0
外貨債券					334	4	281	2	134	0
内部留保等	166	4	508	9	1,038	11	1,685	10	3,434	10
合 計	3,759	100	5,440	100	9,540	100	17,665	100	34,549	100

前掲『二十五年史』531—33頁より引用, 試算。同「資料編」42—45頁より引用, 試算。

但し, 50年度末は前掲『財政金融統計月報』第303号70頁より引用, 試算。

1) 内部留保等は融資債権額の合計から資本金と借入金を差し引いて算出した。

表 8 純利益の動向

	30年度	35	40	45	50
金額(億円)	127	176	188	276	325
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
法定準備金	21.5	25.5	38.6	45.9	74.7
国庫納付金	78.5	74.5	61.4	54.1	25.3

前掲『二十五年史』534頁より引用。但し、50年度は前掲『財政金融統計月報』第303号70頁より試算。

#### ＜参考文献＞

- [1] 『日本開発銀行十年史』(1963年)。
- [2] 『日本開発銀行二十五年史』(1976年)。
- [3] 大蔵省『財政投融資資料』各年度版。
- [4] 大蔵省『財政金融統計月報』財政投融資各特集号。
- [5] 澄田・鈴木編『財政投融資』(財務出版, 1957年)。
- [6] 福島・山口・石川編『財政投融資』(大蔵財務協会, 1973年)。
- [7] 石川・行天編著『財政投融資』(金融財政事情研究会, 1977年)。
- [8] 遠藤湘吉『財政投融資』(岩波書店, 1966年)。
- [9] 林健久『財政投融資』(『証券研究』第三五巻, 1972年)。
- [10] 北岡甲子郎「財政投融資」(大川政三編『財政論』有斐閣, 1975年)。
- [11] 大蔵省『銀行局金融年報』各年度版。
- [12] 日経調編『政府系金融機関の再編成』(銀行通信社, 1971年)。
- [13] 松本正雄『政府系金融機関』(教育社, 1978年)。
- [14] 日本銀行調査局『わが国の金融制度』(1976年)。
- [15] 呉文二『金融政策』(東洋経済新報社, 1973年)。
- [16] 鈴木淑夫『現代日本金融論』(東洋経済新報社, 1974年)。
- [17] 小宮隆太郎・他四名『価格理論』Ⅲ(岩波書店, 1972年)第Ⅵ部「産業組織」。
- [18] 小宮隆太郎・天野明弘『国際経済学』(岩波書店, 1972年)。
- [19] 小宮隆太郎「資本自由化の経済学」(同『現代日本経済研究』東京大学出版会, 1975年)。
- [20] 小宮隆太郎「直接投資と産業政策」(同『国際経済学研究』岩波書店, 1975年)。
- [21] 熊谷尚夫編『日本の産業組織』Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, (中央公論社, 1973~76)。
- [22] 今井賢一『現代産業組織』(岩波書店, 1976年)。
- [23] エコノミスト編集部編『戦後産業史への証言』一, 二, 三(毎日新聞社, 1977~78)。